

# 備南水道企業団における酒津浄水場運転管理等業務委託低入札価格調査実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、備南水道企業団が発注する酒津浄水場運転管理等業務委託の競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために行う調査（低入札価格調査）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (低入札価格調査基準価格)

第2条 低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）は、予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額に低入札価格調査基準率を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 低入札価格調査基準率は、0.80とする。

## (組織)

第3条 低入札価格調査を行うため備南水道企業団契約審査委員会を設置する。

2 備南水道企業団契約審査委員会は、備南水道企業団建設工事及び物品調達業者入札指名委員会要綱に定める委員会をもって充てる。

3 調査基準価格を下回る入札が行われた場合、備南水道企業団契約審査委員会は、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するための調査を行うものとする。

## (落札の保留)

第4条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札者の決定の保留及び第6条に掲げる調査の実施について、入札参加者に通知し、入札を終了するものとする。

## (失格基準)

第5条 次の計算式により算定した額（千円未満切り捨て）に100分の110を乗じて得た額（以下「失格基準価格」という。）を下回る入札は、当該契約内容に適合した履行がなされないと判断して失格とし、次条以下の調査は行わない。

予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額×（失格基準率+（0.0005X+0.0005Y））

ただし、X及びYは、0から9までの1単位の変数とする。

- 2 失格基準率は、0.75とする。
- 3 入札執行者は、入札者が入札書を指定の場所に提出後開札前（郵便による入札の場合は、開札直前とする。）において、入札者を代表する者に0から9までの変数を決定する抽選を2回行わせるものとし、1回目の数値をXに代入し、2回目の数値をYに代入して失格基準価格を算定する。
- 4 開札の結果、予定価格の制限の範囲内であって前3項の規定により算定した額以上の入札の数が1以上あれば、当該算定額を失格基準価格として決定するものとする。ただし、予定価格の制限の範囲内のすべての入札が当該算定額を下回った場合は、第1項の規定に基づいた計算式により、X及びYに0を代入して算定した額を失格基準価格として決定するものとする。
- 5 入札執行者は、当該入札の開札後直ちに前各項の規定により失格基準価格を決定し、入札者（郵便入札の場合は、立会人とする。）に発表するものとする。

#### （調査の実施）

第6条 委員会は、前条に掲げる基準を満たしている調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（以下「入札者」という。）から提出方法及び提出期限を指定した上で入札価格の内訳書の提出を求め、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次の項目について調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由
  - (2) 入札価格の内訳書の内容
- 2 委員会は、前項の調査を行っても、なお疑義がある場合においては、さらに次に掲げる項目について調査を行うものとする。
    - (1) 経営状況（関係機関等への照会）
    - (2) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払の状況又は下請代金の支払遅延状況）
    - (3) その他必要な事項
  - 3 委員会は、入札者が前2項に規定する低入札価格調査の実施に応じないときは、当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるものとする。

#### （審査及び決定）

第7条 委員会は、前条に定める調査をもとに入札者を落札者とするか否かを審査する。

2 前項の審査の結果、委員会が当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると判断した場合は入札者を失格とする。

附 則

この要領は、平成25年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月17日から施行する。